

財団法人いわき市勤労者福祉サービスセンター業務情報開示・個人情報保護審査会規程
(設置及び組織)

第1条 財団法人いわき市勤労者福祉サービスセンターの保有する業務情報の開示に関する規程第12条及び財団法人いわき市勤労者福祉サービスセンターの個人情報保護に関する規程第28条の規程による諮問に応じ、不服の申出について、調査審議するため、財団法人いわき市勤労者福祉サービスセンター業務情報開示・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、委員5名以内で組織する。

(委員)

第2条 委員は有識者のうちから理事長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第3条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議等)

第4条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が召集し、会長が会議の議長となる。ただし、委員の任期の満了に伴い新たに組織される審査会の最初にかかれる会議は、理事長が召集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことはできない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会の会議は、公開しない。

5 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申出者に送付する。

(調査)

第5条 審査会は、必要と認めるときは、不服申出をした者その他関係者に対し、不服申出に係る文書等の提示、必要な書類その他の物件の提出又は諮問に関する説明を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、審査会は、必要な調査をすることができる。

(委員の報酬及び旅費)

第6条 委員に報酬及び旅費実費を支給する。

2 委員の報酬額は、財団法人いわき市勤労者福祉サービスセンター役員報酬等支給規則に関する規程第2条に定める役員の報酬額とする。

3 委員の報酬支給日は、職務執行の日とする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、事務局において処理する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。